



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 蒲 生 誠 一 郎
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 鈴 木 俊 一
(TEL : 03-5604-7709)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成23年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を平成23年6月28日開催予定の第87期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告方法の変更（電子公告）

現在、当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法をとっておりますが、当社ホームページ上で行なえるようにすることで、閲覧に際しては融通性の確保、検索性の向上、地域格差の解消が図れるほか、実施に際しても経済的、効率的な方法であることから、電子公告制度を採用するもの。併せて、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法についても定めたいと考え、現行定款第 5 条（公告方法）の規定につき所要の変更を行なうもの。

(2) 社外監査役との責任限定契約を締結できる旨の規定の新設

社外監査役として将来に亘り適切な人材を迎えることができるようにすること、および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、定款第 35 条第 2 項を新設するもの。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当会社の公告は、東京都に於て発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当会社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する</u><u>方法により行う。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>